

取扱区分：「公開」

平成27年第11回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年11月10日(火) 午前9時58分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

# 平成27年第11回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年11月10日（火） 午前9時58分 ～10時52分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

### 3 会議に付した議案

議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
報告第55号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第56号	農地法第4条の規定による農地転用届受理の取消 について	1件
報告第57号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第58号	非農地証明について	8件
報告第59号	水田埋め立てによる農地改良届出について	2件

### 4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第4番	藤井孝君	第5番	笠井保雄君
第6番	松岡清治君	第7番	藤井澄子君
第8番	大田幹代君	第9番	歳光時正君
第10番	杉村洋治君	第11番	藤井允雄君
第12番	福田栄司君	第13番	山崎弘子君

第14番	林	定	子	君	第16番	松	田	孝	行	君	
第17番	山	崎	光	夫	君	第18番	水	井	規	雅	君
第19番	秋	貞	啓	子	君	第20番	白	石	純	治	君
第21番	有	馬	俊	雅	君	第22番	小	林	一	雄	君
第23番	高	橋		恵	君	第25番	杉	村	龍	男	君
第27番	梅	田	洋	治	君	第28番	椎	木	人	志	君
第29番	大	江	静	人	君						
第32番	西	田	孝	美	君						

## 5 欠席委員

第3番	野	村	一	男	君	
第15番	村	木		実	君	
第24番	長	谷	川	和	美	君
第26番	藤	井	和	典	君	
第30番	弘	中		壽	君	
第31番	岩	田		学	君	(職務代理者)

## 6 関係人

なし

## 7 事務局職員

局 長	茅	原	道	夫	次 長	山	根	卓	彦
次長補佐	徳	本	純	子	書 記	桐	山	昌	栄

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中26名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番 野村 一男委員、第15番 村木 実委員、第24番 長谷川 和美委員、第26番 藤井 和典委員、第30番 弘中 壽委員、第31番 岩田 学委員の6名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件ありますのでお願いいたします。

議案書4ページ、「議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、2番につきまして、平成27年11月9日に、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願いいたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時58分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成27年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。よろしく申し上げます。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第11番、藤井 允雄委員さん、第19番、秋貞 啓子委員さんのご両名にお願いをいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第37号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

それでは、まず、1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、1筆の82平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地より離れた所に住んでおり管理ができないため譲り渡すとされ、譲受人は、自宅に隣接している農地なので今回、買受けて有効活用を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は59アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜を栽培されるということであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから  
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 29 番

29番の●●でございます。1番について、11月3日、現地にて譲受人立会いのもと調査した結果を報告いたします。譲渡人には電話にて申請内容に間違いがないことを確認いたしました。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。現況については休耕でございます。通作距離が10メートルと便利で取得後は作物が水没する恐れがあるので、30センチメートルから40センチメートル盛土をして土壌改良をし、季節に応じた野菜を栽培するとのことです。どうかご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の白地地区の大字●●●●字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、2筆の4,581平方メートル、同地区大字●●●●字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、5筆の3,632平方メートル、同じく字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の143平方メートル及び畑、1筆の373平方メートル、同じく字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の2,214平方メートルで、合計11筆の10,943平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人と譲受人は親子関係でありまして、譲渡人は高齢となったため、譲受人の息子さんに生前贈与をされ、息子さんが従

来どおり主体となって農業経営をされるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管理しており、耕作要件、トラクター、コンバイン、田植機等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は221アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現在も大部分の農地においては、水稻を耕作、一部畑として、なす、トマト、ピーマン等野菜を栽培されており、今後も継続されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番の●●です。第2番について、去る11月1日に譲渡人、譲受人と現地で確認しましたので報告します。現地は田が10筆、畑が1筆で、ほとんどが自宅に隣接しておりました。現況としては、全ての田で稲刈りが終わり、丁寧に田起こしがされておりました。一方、畑についても野菜が植え

られており、きちんと管理されていました。

本件は、譲渡人が高齢となったため親子間で生前贈与を行うもので、既に譲受人が中心となり、耕作等をしているとのことでした。なお、譲受人は無農薬・無化学肥料で水稻等をしており、定年も近いことから、今後より規模を拡大したいとの意向でした。以上よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2ページの3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の478平方メートル、同地区大字●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の2,054平方メートル、合計2筆の2,532平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人の9分の8の持分全部移転でありまして、高齢で後継者もいなく、申請地は今までも利用権設定をして譲受人の妻が耕作をしており、今回贈与により、申請地が自分の農地の周辺であり、譲り受けられ営農活動に力を入れられるものでございます。

なお、今回、利用権設定につきましては解約届が提出されております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。



まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人はこれまでも耕作を手伝った経緯もあり耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は157アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、持分全部移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

第6番●●です。第3番について、去る10月30日、申請人と立会いをいたしましたので報告いたします。譲渡人は、6年くらい前から高齢で耕作が困難になり、利用権を設定して譲受人に耕作をしてもらっていましたが、農業後継者もないことから、今回譲り渡すことにされました。申請地は2筆ありますが、どちらも譲受人の耕作する田に隣接しており、あまり段差もなく、用水管理等一体的に管理できることから、譲り受け引き続き水稻を作付けすることです。

現地は、稲刈りが終わった状態でした。譲受人は、申請地の近くに居住しておられ問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員

第25番

25番●●です。9分の8の持分ですが、これは譲受人さんが9分の1を持っていらっしゃるということですか。

事務局長

9分の1は、違う方が持っていらっしゃいます。

議長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●●字●●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の518平方メートル及び畑、1筆の56平方メートル、合計2筆の574平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続により取得されましたが農業を承継する意思もなく、譲受人からの申し出があり譲り渡すとされ、譲受人は、住宅及び自己所有の農地に隣接しているため今回、買受けて経営規模の拡大

を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は102アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、イチゴ生産農家で申請地を畑地として利用し、一年を通じて安定的に自家用野菜等が確保できるように生産されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

11番の●●です。4番につきましては、去る10月31日、申請人、聞き取り調査と現地確認を行ったところでございます。申請地については、利用権が設定されておりましたが、今回このような形になりました。譲受人については、イチゴの生産・販売をいたしておりまして、水稻と合わせての専業の正農家であります。農地の利用集積、許可要件に該当すると認めました

のでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市外に居住する無職の方です。申請地は、申請人が所有し隣接する宅地の解体撤去を行うため、作業車両を通行させるために一時転用の許可申請が提出されたものです。既設の進入路が狭いことと橋の輪荷重を考慮すると、作業車両が入ることが困難であり、市道から作業車両を進入させるため、宅地の一部を通り申請地を通行することしかないので、申請地の一時転用が申請されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から東に約1.3キロメートル、市道●●●●線の北に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●●420番1、地目は田、

地積は962平方メートルの内、278平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが、分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

次に、こちらが土地利用計画図でございます。鉄板を敷き、その上に車両を通行させるとのことです。鉄板の枚数は14枚です。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、こちらが申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地として、第1種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、利用権が設定されておりますが今回の申請に同意する旨が、申請書に記載されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまでとおり自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当がありません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の●●です。第1番について、去る11月1日、現地で調査確認いたしたことを報告いたします。なお、申請人は、遠方のため電話で、申請地では以前からこの空家を管理され今回の空家の解体についてもお世話されている隣家の方にお聞きしました。申請地は、●●市●●地区で地目は田、所有者は、空家の所有者と同一です。現在、農事組合法人と利用増進の賃借権を設定されておりますが、今回一時転用に同意される旨が申請書に記載されてありました。今回の申請地は、長年、空家となっている家屋を解体するにあたって、以前から使用している進入路は、公道から河川の橋を通っていますが、約50年くらい前に建設されたもので、自家用車程度しか通行できなくて、重機4トントラックの通行が無理であることから今回お世話されている隣人の方の私有地を使って、所有者の田、270平方メートルに鉄板を敷いて通路として廃材等の搬送、処理、整地に使用することです。一時転用は、期間は約2週間程度で、鉄板を撤収すると直ぐに農地として利用できることから問題ないと思われまます。なお、申請人の原状回復誓約書も添付されており、被害防除計画書に添って調査しましたが問題なく事業計画書、資金計画書も添付され、周辺の農地に与える影響もないと思われまます。以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお開きください。議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案4件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●県に住む無職の方です。実家である父親名義の土地と道路との間にある申請地を購入し、通路及び駐車場として活用するものです。

申請地は、面積が狭く耕作の効率が悪いとため、駐車場として利用したい旨の申出があり貸していたが、農地法の手続きが必要であることが分かった時点から、貸すことを止めております。農地法の規定を十分理解していなかったとはいえ、駐車場として貸してしまい反省するとともに、今後は農地法の規定を遵守いたしますとの始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南東に約1.5キロメートルのところの位置し市道●●●●線に隣接しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●●997番1、地目は畑、地積は24平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図、排水図面を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び排水図面でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域であり、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地

で第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に、先程申し上げましたが、申請地は既に転用されておりますが、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第29番

29番●●でございます。1番については11月3日、現地にて譲渡人立会いのもと調査した結果を報告いたします。譲受人には、県外在住のため、電話にて申請内容に間違いがないかを確認しております。只今、事務局から説明があったとおりでございます。現況については休耕でございます。譲受人は取得後は、進入路及び駐車場として利用するもので周囲に及ぼす影響はないかと思えます。どうかご審議の程よろしくをお願いいたします。



議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、次に3番をご説明いたします。

申請人は、●●市内に居住する特定非営利活動法人の理事長です。

申請地は、障害者が地域生活を送るために必要な環境を整えることを目的に、申請地に隣接して申請人が代表となっているNPO法人がグループホームを運営しており、入所者の自立に向けた訓練場、家庭菜園、運動広場として活用するものです。

また、来年度から障害を持った児童のデイサービスを開始し、支援学校などから毎日10名以上の児童が通って来ることになっており、運動場などとして活用するために、現在の施設に隣接している申請地がどうしても必要であるので、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から北東に約260メートル、市道●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●652番1、地目は田、地積は2,264平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。3区画に分けて、訓練場、家庭菜園、運動広場で、現地の田は2つのまちになっております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、道路、下水道その他の公共施設の整備の状況が、おおむね300メートル以内に支所が存在する第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地のないことから立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為でない旨の届出が平成27年10月23日付で受理されています。また、利用権が設定されておりましたが、解約届出が提出され平成27年10月23日付で受理されています。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番●●です。第3番について、去る11月4日に譲受人と現地で確認しましたので報告します。なお、譲渡人とは11月6日に電話で確認しました。譲受人は現地の隣接地でスポーツ指導施設を開設されるとともに、NPO法人の代表者もされ、知的障害者のグループホームを運営されています。本件は、スポーツ指導施設やグループホームに隣接する土地を購入し、グループホームの入所者の体験の場や障害児との遊び場等に活用するとのことでした。なお、現地は雑草が繁茂している状況でした。必要書類も添付されており、問題ないと思います。以上よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、次に第4番をご説明いたします。

申請人は、●●●●で病院や特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人です。

申請地は、申請人が運営している施設の北側に隣接しており、これまで慢性的な駐車場不足から利用者や職員に支障が出ていましたが、今回申請地について地権者との協議がまとまったので、駐車場として活用するために申請

となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から西に約1キロメートル、市道●●●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●●●字●●●●●31番1、地目は田、34番1、35番1、36番、地目は畑、37番1、38番1、地目は田、地積は合計で4,483平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。2枚になっております。

続きまして、土地利用計画図でございます。現地は、田と畑で排水が悪いため、砂利等を敷かれ整地され活用されるものでございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地のないことから立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりました、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為でない旨の届出が平成27年10月21日付で受理されています。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番●●です。第4番について、去る11月2日に譲受人と現地で確認しましたので報告します。譲受人は、社会福祉法人ですので、法人が運営する特別養護老人ホームの施設長と確認しました。なお、譲渡人とは11月2日の夜に電話で確認しました。本件は、社会福祉施設等の職員、利用者及びその家族のための駐車場が手狭になったため、隣接する土地を購入しその拡充を図るものです。当日14時頃に社会福祉施設に伺ったところ、駐車場は満車で職員は前後に車を駐車されている状況であり、駐車場の確保は喫緊の課題かと思われました。必要書類も添付されており問題ないと思います。以上よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたしま

事務局次長

す。

それでは、次に5番をご説明いたします。

申請人は、●●市内に居住する会社員です。

申請地は、申請者が居住する宅地の南側に接しており、家族が所有する車両や来客用の駐車場と倉庫を設置して活用するために、今回の申請となったものです。

なお、この地区は、傾斜地であり平地が少なく駐車場の確保が難しく、申請者も現在1台分を付近に借りており、自治会からも整備した暁には、地区行事などで駐車場を使用してもらいたい旨のお願い書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から北に約1.5キロメートルに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●字●●418番、地目は畑、地積は、692平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。駐車場が9台分と倉庫が1台分です。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたしません。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地のないことから立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、雨水ますに集め水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番の●●です。5番について、去る11月3日、申請人と現地で調査確認いたしましたことを報告いたします。申請地は、説明にもありましたが、国道●号線●●の●交差点から●●方面へ向かう途中にある急斜面が多く中山間地域でございます。周囲も耕作放棄地と空き家が増えつつある集落です。地目は、畑で面積は692平方メートルで、以前から畑として使用されてきました。譲渡人は、最近まで畑として使用していましたが、遠方に移転したため今後耕作することができないため売却したいとのことでした。譲受人は、隣接する住家に移住してきましたが、土地敷地が狭く家族の車の駐車場が確保できないため現在は近くに借りて駐車しているとのことで、今回、自宅の裏手にある申請地を購入し駐車場としたいとのことです。なお、申請地は土地が広いが残りのスペースは、先程説明しましたように、この地域は急勾配

が多く地区の集会行事等で駐車場確保が難しいため、その際の貸駐車場としても利用したいとのことで、地域の自治会長の嘆願書も添付されてありました。被害防除計画書に添って調査しましたが、何ら問題ないと思われまます。土地利用計画図、資金計画書、事業計画書も添付され、水路、農地に影響が起ることもないと思われまます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第55号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第55号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。



議長

只今の報告第55号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第56号「農地法第4条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成25年10月18日付で受理し、平成25年11月8日の第11回総会において報告しました「農地法第4条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取消の届出がございました。内容は、記載のとおりで、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、この農地については、「農地法第4条の規定による農地転用届出」のとおり実施されておらず、その後、分筆され、後程、9ページの報告第57号の5番から7番で、改めて、「農地法第5条の規定による農地転用届出書」が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第56号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第57号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に

規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第57号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第57号を終わります。

続きまして、報告第58号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第58号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第58号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第58号を終わります。

続きまして、報告第59号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第59号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり2件でござ

いました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第59号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第59号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時52分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年11月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 藤井允雄

委 員 秋貞啓子